

Q1-17（工作機械の部分品について）：

海外の子会社で使用している マシニングセンタが故障したと連絡がありました。

詳細を問い合わせると、「現地の修理会社は、マシニングセンタの位置制御に使用しているリニアスケールの調子が悪いので交換したいが、古い機械であり すぐリニアスケールを入手することは困難である。」ということでした。たまたま 当方に、以前、交換用に購入した同じ型のリニアスケールがありましたので、早急に現地へ送りたいと思います。リニアスケールは、スケール本体、検出ヘッド、ケーブル等で構成され、これら一式で送ります。

輸出令別表第一の6の項（8）、貨物等省令第5条第十号では、測定装置又は工作機械の部分品又は附属装置として、直線上の位置を検出する位置検出器を有するフィードバック装置が規制されていますが、今回輸出するリニアスケールはフィードバック装置の一部と解釈して、非該当と判定してもよいでしょうか。

A1-17：

ご質問のリニアスケールは、工作機械における直線上の位置を検出するもので、スケール本体、検出ヘッド、ケーブル等で構成されるユニットとして、それ自体、位置を検出し、その情報（電気信号）を制御側に送ることができるものであることから、フィードバック装置の一部と見なすことはできず、輸出令別表第一の6の項（8）、貨物等省令第5条第十号イで規制される「直線上の位置を検出する位置検出器を有するフィードバック装置」そのものとするべきでしょう。

一方で、部分品と付属装置については、解釈に「他の用途に用いることができるものを除く。」と規定されていますので、このリニアスケールが工作機械専用ではなく例えば集積回路用の製造装置等の他の貨物にも使われているものであれば、規制の対象から除外されます。

したがって、このリニアスケールが工作機械専用のものであれば、その精度を確認して貨物等省令第5条第十号イに規定される数値未満の場合に輸出許可を取得する必要があります。

ただし、輸出許可が必要となった場合でも、輸出する地域、総価額によっては、少額特例あるいは一般包括輸出許可を適用できることがありますので、輸出貿易管理令第4条第1項第五号及び包括許可取扱要領（輸出注意事項17号第7号）をご参照ください。

尚、リニアスケール自体は非該当あるいは規制対象外であっても、それを工作機械に取り付ける技術が該当技術という場合がありますので、技術の提供についても注意を払う必要があります。

